

平成 30 年度第 2 回農業委員会総会 議事録

1. 開催場所：平成 30 年 7 月 19 日（木）午前 9 時開会
2. 場所：馬路村役場 2 階会議室
3. 出席者：井上博俊、川内みさ、大田耕司、湯浅雅文、笹岡俊、小松博
4. 参考人：清岡敬二（愛稲の会）
4. 欠席者：内原博信
5. 議題：①水田の現状について
②農地法第 3 条にかかる申請について
③下限面積の設定について
④その他

6. 議事

(会長)

定刻がまいりましたので始めます。

本日の出席は 6 名です。

本日の署名議員は、川内委員と湯浅委員にお願いします。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の大田さんを指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第 1 号

(会長)

では、議案第 1 号水田の現状につきまして、参考人の清岡敬二さんから説明をお願いします。

(参考人)

それでは、水田の現状につきまして、説明させていただきます。

現在、愛稲の会が相名地区の一部の田を耕作しています。会員は 13 名で面積は約 3ha あります。耕作委託も引き受けており、面積は年々増加しています。

水田における担い手の確保の課題については、集落営農組織である愛稲の会オーナー制を導入するなどして担っています。また、水田の有する多面的機能発揮や相名地区の水田が日本の里 100 選に選ばれるなど、米は柚子に次ぐ基幹作物となっております。しかしながら、耕作面積が増えることにより、コンバインが不足しています。現在コンバインは会で 1 台所有し、個人所有しているものと併せて作業していますが、機械を所有していない会員が作業できない日があったり、機械そのものの劣化により、修理が必要となっていることから、新規機械を導入する方向で検討を進めていました。しかし、機械の購入費用が高額であることから、会で機械を保有することは断念し、農協が保有する

機械を借りて作業量を賄っていきたいということを農協や村に要望しています。将来に亘って今ある水田を維持していくためには、愛稲の会が水田の耕作を引き受けるケースが増えることが予測されるので、オペレーターの育成や共同利用用の機械が複数台必要となってきます。説明は以上です。

(会長)

なにか意見はありませんか。

(笹岡委員)

村が農協に機械購入を補助し、農協が保有する形になるのか。

(事務局)

その予定です。農協職員にもオペレーターの技術指導等ができるようになっていければいいと思っています。

(笹岡委員)

その件は、そっちで進めればいいが、他の地区で機械を借りたい農家がでてきた時に貸すことができるのか。そのあたりも検討し不公平のないようにするべき。

(事務局)

貸出方法については、農協と協議します。

(他に意見なし)

(会長)

本件は意見の聴取であるため、採決はとりません。清岡さんにはここで退席いただきます。ありがとうございました。

議案第2号

(会長)

では、第2号議案農地法第3条にかかる申請について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは説明させていただきます。

今回の申請は農地法3条、農地の売買に係るものです。

①譲渡人はAさん、譲受人はBさんです。

対象となる農地は 11 筆で、大字馬路字〇、〇番、登記は田・畑で現況は田・畑・樹園地、面積は 4089 m²です。場所は、後ろに地図と写真を付けております。譲渡人は村外に在住しており、このたび、村内に在住している譲受人が農地を買い受け耕作していくこととなっております。また、譲受人の耕作面積は、3 反以上を達成していることを報告します。

②続いて同じく、農地法 3 条、農地の売買に係るものです。

譲渡人は C さん、譲受人は D さんです。

対象となる農地は 1 筆で、大字馬路字〇、登記は畑で現況は樹園地、面積は 211 m²です。場所は、後ろに地図と写真を付けております。今回の申請農地は、朝日出地区にユズロードを開設する予定となっている場所です。今回の申請農地を含め、県道の対岸に延長 360m の農作業道を開設するため、売買に至ったものです。また、譲受人の耕作面積は、3 反以上を達成していることを報告します。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

この件について質疑はありませんか。

(発言者なし)

(会長)

それでは第 2 号議案について採決をとります。

この件について賛成の方は挙手してください。

(挙手全員)

(会長)

挙手、全員です。

それでは議案第 2 号については承認することとします。

議案第 3 号

(会長)

それでは、第 3 号議案下限面積の設定について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

下限面積の設定につきましては、前回の総会で保留となっていました。前回は、下限面

積を安易に下げ、新規に農業を始めた人たちが簡単にやめられては困るという意見や反対に将来を見据えて農地を整理したい人や新規就農を始めたい人にとって 30a はハードルが高いといった意見が出ました。下限面積を下げる場合でも、段階的に下げたり、元に戻したりする場合は、農家さんが混乱しないようにある一定期間は、据え置いて様子を見る方が望ましいのではないかと考えます。以上を踏まえ議論をお願いします。

(湯浅委員)

新規就農者にとって、30a の下限面積が厳しいのは確かである。しかしながら、これまでそのような案件は挙がってきていないため、これまでどおり 30a でいいのではないかと。

(川内委員)

新規就農者だけでなく、相続で相続人の農地面積が細分化された時でも、30a の設定が厳しくなるので、下げた方がいいのではないかと。

(会長)

30a に満たない案件が出てくるまで、現状据え置きしていいのではないかと。

他に意見はありませんか。

(会長)

それでは第 3 号議案について採決をとります。

30a の下限面積の設定について賛成の方は挙手してください。

(挙手多数 (4 名))

(会長)

挙手、多数です。

議案第 3 号については承認することとします。

ただし、今後 30a に満たない案件が出てきた場合は、再度協議することとします。

(会長)

その他何かありませんか。

(特になし)

(会長)

それでは、これで本日の議題は全て終了しました。

本日はこれで閉会したいと思います。

ありがとうございました。

10時30分会議終了

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

馬路村農業委員会

委 員 川内 みさ

委 員 湯浅 雅文